

新 旧 対 照 表

新

旧

全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金交付要綱

全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金交付要綱

1～9 略

1～9 略

附 則

附 則

略

この要項は、令和8年4月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

別表第1（第3条関係）

1 補助対象	2 補助対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会 中四国ブロック予選会に 参加する団体競技チーム	(1) 交通費 ア 鉄道料金（特急料金を含 む。） イ 自動車燃料代 ウ 有料道路料金 エ バス借上げ料等 オ 旅行保険料 (2) 宿泊料金 宿泊料（注）	補助対象経費について 10分の10以内

1 補助対象	2 補助対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会中 四国ブロック予選会に参加 する団体競技チーム	(1) 交通費 ア 鉄道料金（特急料金を含 む。） イ 自動車燃料代 ウ 有料道路料金 エ バス借上げ料等 オ 旅行保険料 (2) 宿泊料金 宿泊料（注）	補助対象経費について 10分の10以内

(注) 宿泊料（1夜につき）の上限額は、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）に規定する金額とする。

(注) 宿泊料（1夜につき）の上限額は、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）別表第1の1に規定する金額とする。